

労務通信

2015.11月号

マイナンバーに関する最新情報

◆ついに番号法が施行

10月5日に「番号法（マイナンバー法）」が施行されましたが、施行と前後して各省庁などからマイナンバーに関する最新情報が出されています。



◆本人に交付する源泉徴収票や支払通知書等への個人番号の記載について(10/2)

所得税法施行規則等が改正され、「本人に交付する源泉徴収票や支払通知書等には個人番号の記載が必要ないこと」が明らかになりました。

これは、本人交付が義務付けられている源泉徴収票などに個人番号を記載することにより、その交付の際に個人情報の漏えいや滅失等の防止のための措置を講ずる必要が生じ、従来よりもコストを要することになることや郵便事故等による情報流出のリスクが高まるといった声に配慮したものです。

◆個人番号の提供を拒否された場合の対応について(10/5)

特定個人情報保護委員会が公表している「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」に関する Q&A が最新版に更新され、「個人番号の提供を拒否された場合の対応」が明らかになりました。

これによると、法定調書作成などに際し従業員から個人番号の提供を受けられない場合でも、安易に個人番号を記載しないで書類を提出せず、個人番号の記載は法律で定められた義務であることを伝え、提供を求める必要があります。それでもなお提供を受けられない場合は、提供を求めた経過等を記録・保存するなどし、単なる義務違反でないことを明確にしておかなければなりません。経過等の記録がないと、個人番号の提供を受けていないのか、あるいは提供を受けたのに紛失したのかが判別できないためです。提供の督促を定期的に行っていることが分かる書面を作成し、署名を求めるといいでしょう。

◆年金機構に添付書類として提出する住民票について(10/7)

日本年金機構がマイナンバーに関する文書（日本年金機構に提出する住民票についてのお願い）を公開し、年金請求時などに必要な書類（添付書類）として住民票を同機構に提出する場合には「個人番号（マイナンバー）が記載されていない住民票を提出する必要があること」が明らかになりました。

これは、一連の「不正アクセスによる情報流出事案」の影響により、当分の間、同機構においては個人番号（マイナンバー）の利用ができなくなっているためです。



マイナンバーの取得・管理・保管について、当事務所がサポートいたします。

法改正情報

◆若者雇用促進法が施行されました(平成 27 年 10 月 1 日より)。

青少年の雇用の促進などを図り、能力を有効に発揮できる環境を整備するため、関連の法律が一部改正され、平成 27 年 10 月 1 日から順次施行されます。今回は「青少年の雇用の促進等に関する法律」(若者雇用促進法)の概要について取り上げます。

若者雇用促進法の概要

～厚生労働省パンフレットより一部抜粋～

【1】関係者の責務の明確化と相互の連携 <平成 27 年 10 月 1 日施行>

⇒事業主、職業紹介事業者、国、地方公共団体など、青少年の雇用における関係者の責務を明確にし、相互に連携を図ります。

【2】適切な職業選択のための取組の促進

① 事業主による職場情報の提供の義務化 <平成 28 年 3 月 1 日施行>

⇒新卒者の募集を行う企業に対し、企業規模を問わず、幅広い情報提供を努力義務とし、応募者等からの求めがあった場合は、次の(ア)～(ウ)の3類型ごとに1つ以上の情報提供を義務付けます。

(ア) 募集・採用に関する状況

(イ) 労働時間などに関する状況

(ウ) 職業能力の開発・向上に関する状況

② 労働関係法令違反の事業主に対する、ハローワークの新卒者向け求人への不受理

<平成 28 年 3 月 1 日施行>

⇒ハローワークは、一定の労働関係法令違反があった事業所などからの新卒者の求人申込みを受け付けないことができるようになります。

③ 優良な中小企業の認定制度の創設 <平成 27 年 10 月 1 日施行>

⇒青少年に関する雇用管理の状況が優良な中小企業について、厚生労働大臣による新たな認定制度を設けます。

※常時雇用する労働者が300人以下の事業主であれば、認定企業となることができます。

認定企業になると、自社商品、広告などに認定マークの使用が可能となり、また、若者の採用・育成を支援する助成金活用の際には、一定額の加算が受けられるなどのメリットがあります。

◎若者雇用促進法に基づく新たな認定制度が始まります！

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000098791.pdf>

合同労務・合同労働保険事務組合 <http://www.godo.gr.jp/roumu/>

〒730-0051 広島市中区大手町 5-17-13 TEL:082-504-0504, FAX:082-504-0505